

## 行田市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、行田市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（令和2年条例第14号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (許可による特例)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（様式第1号）正本1通及び副本1通にそれぞれ別表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の図書のほか、許可に関し必要と認める資料の提出を求めることができる。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による許可をしたときは、緑化率の適用除外に関する許可通知書（様式第2号）に第1項に規定する緑化率の適用除外に関する許可申請書の副本及び添付図書を添えて交付するものとする。

### (緑化施設の工事の完了延期認定の手続等)

第3条 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）第10条の規定により市長に提出する申請書及び添付図書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 市長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第43条第1項の認定をしたときは、緑化施設工事完了延期認定通知書（様式第3号）に前項に規定する申請書の副本及び添付図書を添えて交付するものとする。

3 法第43条第1項の認定を受けた者は、緑化施設の工事が完了した日から4日以内に緑化施設工事完了延期認定に係る緑化施設工事完了届（様式第4号）に前項に規定する緑化施設工事完了延期認定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

### (緑化率の最低限度に関する証明の申請)

第4条 省令第29条の書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（様式第5号）正本1通及び副本1通にそれぞれ別表に掲げる図書を添えて、市

長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について条例第4条の規定に適合していると認めるときは、緑化率適合証明書（様式第6号）に前項に規定する緑化率適合証明申請書の副本及び添付図書を添えて交付するものとする。

（許可等の申請の取下げの届出）

第5条 条例第5条第1項の規定による許可の申請又は省令第10条の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、申請取下げ届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめの届出）

第6条 条例第5条第1項の規定による許可又は法第43条第1項の認定を受けた者は、当該工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（様式第8号）に、第2条第3項に規定する緑化率の適用除外に関する許可通知書又は第3条第2項に規定する緑化施設工事完了延期認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（緑化施設の変更の届出）

第7条 条例第5条第1項の規定による許可、法第43条第1項の認定又は省令第29条の書面の交付を受けた者は、当該工事完了前に緑化施設を変更しようとするときは、緑化施設変更届（様式第9号）に、別表に掲げる図書及び第2条第3項に規定する緑化率の適用除外に関する許可通知書、第3条第2項に規定する緑化施設工事完了延期認定通知書又は第4条第2項に規定する緑化率適合証明書を添えて、市長に届け出なければならない。

（建築主の変更の届出）

第8条 条例第5条第1項の規定による許可又は法第43条第1項の認定を受けた者は、当該工事完了前に建築主を変更しようとするときは、建築主変更届（様式第10号）に、第2条第3項に規定する緑化率の適用除外に関する許可通知書又は第3条第2項に規定する緑化施設工事完了延期認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（改善命令等）

第9条 条例第6条第1項の規定による改善に必要な措置の命令（以下「緑化施設

改善命令」という。)は、緑化施設改善命令書(様式第11号)により行うものとする。

- 2 建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者は、緑化施設改善命令により必要な措置を行ったときは、その内容を緑化施設改善報告書(様式第12号)により市長に報告するものとする。

(報告及び立入検査)

第10条 条例第7条第1項の規定による報告を求められた建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者は、緑化施設状況報告書(様式第13号)により市長に報告するものとする。

- 2 建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者は、緑化施設の工事の完了の届出後に緑化施設を変更しようとするときは、緑化施設状況報告書により市長に報告するものとする。

- 3 条例第7条第1項の規定による検査を行う職員が携帯する証明書の様式は、検査員証(様式第14号)のとおりとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第7条関係)

図書の種類	図書に明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
平面図	縮尺、方位、屋上等の緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
立面図	縮尺、壁面緑化等を行う場合の緑化施設の位置及び種別並びに緑化施設の面積
緑化施設の面積の算出根拠を示す図面	求積図及び面積算出表